

サーラ音楽ホール（市民音楽ホール）料金表

（１）ホール等使用料（単位：円）

利用場所・区分				利用時間区分	午前	午後	夜間
					午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後4時30分まで	午後5時30分から 午後9時30分まで
ホール	全部利用	平日	教育関係団体※	16,070	26,790	37,510	
			その他	32,150	53,590	75,020	
		日曜日 土曜日 休日	教育関係団体※	19,450	32,420	45,380	
			その他	38,900	64,840	90,770	
	一部利用	平日	教育関係団体※	11,250	18,750	26,250	
			その他	22,500	37,510	52,510	
		日曜日 土曜日 休日	教育関係団体※	13,610	22,690	31,760	
			その他	27,230	45,380	63,530	
楽屋	1号室	教育関係団体※	170	200	220		
		その他	340	400	450		
	2号室	教育関係団体※	290	340	390		
		その他	590	690	780		
	3号室	教育関係団体※	290	340	390		
		その他	590	690	780		
	4号室	教育関係団体※	290	340	390		
		その他	590	690	780		
控室			教育関係団体※	220	260	300	
			その他	450	530	600	

【備考】

- ※は教育関係団体が利用する場合の料金です。教育関係団体とは市内の学校、幼保連携型認定こども園及び市民の文化の振興に資する社会教育関係団体のうち、市長が認める団体をいいます（下欄参照）。
- ホールの一部利用とは、客席の2階以上の部分を除いた利用をいいます。
- 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいいます。
- 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間までの利用時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額となります。
- ホールの利用者が入場料等（これに類するもの及び資料代その他の実費を含みます。）を徴収する場合の利用料金は、次の表の左欄に掲げる入場料等の額（入場料等の額に段階を設けているときは、その最高額とします。）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額となります。

2,001円以上5,000円以下	所定の利用料金の3倍に相当する額
5,001円以上	所定の利用料金の5倍に相当する額
- ホール利用者が入場料等を徴収しないで、又は2,000円以下の入場料等を徴収して商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とします。
- ホールの利用者が練習、準備、片付け又は舞台装置を置くため舞台を利用する場合の利用料金は、次のとおりとします。
 - 練習、準備又は片付けのため舞台を利用する場合は、所定の利用料金の7割に相当する額とします。
 - 舞台の継続利用で、そのまま舞台装置を置く場合は、所定の利用料金の3割に相当する額とします。
- 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、1時間につき、夜間の1時間当たりの利用料金（備考の5から7までに規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とします。）に相当する額とします。
- 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
- ホール冷暖房装置は、1時間につき（15分未満の端数は切り捨て、15分以上は1時間とします。）3,290円です。

●教育関係団体とは

市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいいます。）、市内の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいいます。）及び市民の文化の振興に資する社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいいます。）です。教育関係団体の認定を受けるには、申請が必要です。詳細については、サーラ音楽ホール（Tel. 053-428-5700）までお問合せください。

(2) 多目的室使用料 (単位: 円)

利用場所・区分		利用時間区分	午前9時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで
多目的室	1号室	教育関係団体※	550	270
		その他	1,100	550
	2号室	教育関係団体※	550	270
		その他	1,100	550
	3号室	教育関係団体※	410	200
		その他	820	410

【備考】

- 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとします。
- 利用者が入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除きます。）を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の2倍に相当する額とします。
- 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとします。
 - 所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金（備考の2に規定する利用にあたっては、当該規定により算出した額とします。（2）において同じ。）に相当する額とします。
 - 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額とします。
- 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(3) 設備利用料金 (単位: 円)

①ホール

種別			利用区分	金額	摘要
照明設備	調光装置		午前・午後・夜間 各1回につき	4,340	1式
	ローアホリゾントライト			2,200	1列
	サスペンションライト			200	1台
	フロントサイドライト			200	
	センターピンスポットライト			2,880	
映写設備	プロジェクター			7,300	1式スクリーンを含む。
	スクリーン			1,360	1枚
音響設備	音響調整装置			4,340	1式
	マイクロホン	コンデンサー型		1,040	1本
		ダイナミック型		620	
	マイクロホンスタンド			100	
	つりマイクロホン装置			1,360	1式 マイクロホンは含まない。
	ワイヤレスマイクロホン装置			2,200	1式 マイクロホン1本を含む。
	録音再生機器			1,330	1式
	移動型ミキサー			2,880	
	ステージスピーカー			2,880	
舞台設備	音響反射板			2,880	1式
	金びょうぶ			1,360	1双
	銀びょうぶ			1,360	
	演台			620	1台
	司会者台			310	
	花台			200	
	平台			200	
	ひもせん			200	1枚
	楽器	フルコンサートグランドピアノ		7,220	1台 調律代は含まない。

②多目的室

種別		利用区分	金額	摘要
映写設備	プロジェクター	1日1回につき	1,100	1台
	スクリーン		550	1枚
音響設備	音響装置		1,100	1式
	マイクロホン		550	1本 マイクロホンスタンドを含む。
楽器	グランドピアノ		4,340	1台 調律代は含まない。

③その他共用

種別		利用区分	金額	摘要
楽器	ティンパニー	1日1回につき	1,040	1台
	シロフォン		1,040	
	マリンバ		2,090	
	グロッケン		1,040	
	ビブラフォン		1,570	
	チャイム		1,570	
	バスドラム		1,040	
	どら		1,040	
	ドラムセット		1,040	1式
その他	指揮台		310	1台
	譜面台		10	
	電気コンセント		200	1口
【備考】				
ホールにおいて利用する場合の利用区分については、「1日1回につき」とあるのは、「午前・午後・夜間各1回につき」とします。				